

## 議案第33号

上越市監査委員条例等の一部改正について

上越市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市監査委員条例等の一部を改正する条例

(上越市監査委員条例の一部改正)

第1条 上越市監査委員条例(昭和46年上越市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改め、同条第2項中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(上越市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 上越市公営企業の設置等に関する条例(昭和46年上越市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(上越市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 上越市病院事業の設置等に関する条例(平成11年上越市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(上越市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 上越市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年上越市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。